

# 安全運転管理者の

アルコール検知器を用いての確認は  
当面の間、見合わせております。

# 酒気帯びの有無の確認業務

## 1 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存 令和4年4月1日施行

業務の開始前や出勤時と、終了時や退勤時に行います。

確認方法は原則対面で、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認をしてください。[記録は1年間保存する必要があります。]

### 酒気帯び確認の内容記録に必要な事項

- ① 確認者名
- ② 運転者名
- ③ 自動車の登録番号(ナンバー)又は識別できる記号・番号等
- ④ 確認の日時
- ⑤ 確認の方法(対面でない場合は具体的な方法)
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 指示事項
- ⑧ その他必要な事項



### 直行直帰等、対面が難しい時は？

- カメラやモニター等で安全運転管理者が運転者の顔色等を確認する方法
  - 携帯電話、業務無線、その他の運転者と直接対話できる手段によって応答の声の調子等を確認する方法
- 等対面による確認と同視できるような方法で行ってください。

### 安全運転管理者が不在の時は？

副安全運転管理者や安全運転管理者の業務を補助する方が確認することで差し支えありません。

不明点については、右記  
までお問い合わせください。

群馬県警察本部交通企画課  
027-243-0110(代表)  
または 各署交通課窓口